

令和元事業年度  
前期高齢者特別会計

(添付書類)

事業報告書  
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令 和 元 事 業 年 度  
事 業 報 告 書

# 令和元事業年度前期高齢者関係業務 事業報告書

## 1. 前期高齢者関係業務の概要

### (1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者から納付金等を徴収すること。
- イ 保険者に対し交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

### (2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区分	令和元事業年度	平成30事業年度末
職員定数	25名	25名

### (3) 沿革

年月	事業内容の沿革
平成20年4月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者関係業務を開始した。

### (4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

### (5) 前期高齢者関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

### (6) 主管省庁名

厚生労働省

## 2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

## 3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

### (1) 令和元事業年度

#### ア 事業計画の実施の結果

##### (ア) 納付金等の徴収

令和元事業年度における納付金等の予定額は

前 期 高 齢 者 納 付 金	3,496,898,974 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	10,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	382,705 千円
計	3,507,281,679 千円

であって、これに対する納付金等徴収決定額は

前 期 高 齢 者 納 付 金	3,494,199,625 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	9,999,974 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	383,313 千円
計	3,504,582,912 千円

であった。

この納付金等徴収決定額に対し収入済額は

前 期 高 齢 者 納 付 金	3,219,819,694 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	9,999,974 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	353,393 千円
計	3,230,173,061 千円

であって、差し引き

前 期 高 齢 者 納 付 金	274,379,931 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	29,920 千円
計	274,409,851 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和元事業年度に繰り越された平成30事業年度の収入未済額

前 期 高 齢 者 納 付 金	294,243,238 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	30,931 千円
計	294,274,169 千円

については、全額収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和元事業年度における交付金の予定額は

3,508,313,826 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

3,503,499,041 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

3,211,540,828 千円

であって、差し引き

291,958,213 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和元事業年度に繰り越された平成 30 事業年度の支払未済額

303,777,374 千円

については、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和元事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事 業 費 勘 定	3,828,525,043 千円
事 務 費 勘 定	665,774 千円
計	3,829,190,817 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事 業 費 勘 定	3,544,268,648 千円
事 務 費 勘 定	702,537 千円
計	3,544,971,186 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 284,256,394 千円

減少し、

事務費勘定については 36,763 千円

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 画 面 実 績 表

[事業費勘定]

支		出			收			入	
区分	予定額(A)	実績額(B)	比較増△減額(B-A)	区分	予定期(A)	実績額(B)	比較増△減額(B-A)		
前期高齢者交付金	千円 3,519,731,715	千円 3,515,318,202	千円 △ 4,413,512	前年度からの繰越金	千円 10,379,158	千円 19,469,796	千円 9,090,638		
事務費勘定へ繰入	382,705	383,313	608	前納期高齢者特別負担入	3,507,387,860	3,514,062,932	6,675,072		
借入金利息	1	—	△ 1	前期調整交付金取入	10,000,000	9,999,974	△ 25		
前期高齢者納付金	1,328,681	1,020,352	△ 308,328	前期高齢者関係入	383,028	384,324	1,296		
精算金返還金	—	—	—	事務費拠出金取入	—	—	—		
予備費	307,081,941	—	△ 307,081,941	借入金	300,000,000	—	△ 300,000,000		
翌年度への繰越金	—	27,546,780	27,546,780	雑収入	293	129	△ 163		
				前期高齢者交付金精算返還金	374,704	351,491	△ 23,212		
合計	3,828,525,043	3,544,268,648	△ 284,256,394	合計	3,828,525,043	3,544,268,648	△ 284,256,394		

資 金 計 画 画 面 実 績 表

[事務費勘定]

支		出			収			入	
区分	予定額(A)	実績額(B)	比較増△減額(B-A)	区分	予定額(A)	実績額(B)	区分	比較増△減額(B-A)	
事務取扱費	千円 403,869	千円 429,647	千円 25,778	前年度からの繰越金	千円 268,862	千円 305,066	千円 36,204		
職員諸給与	257,550	254,979	△ 2,570	事業費勘定からの受入	382,705	383,313	608		
管理諸費用	146,319	174,667	28,348	その他の収入	13,942	14,155	213		
その他支出	3,711	8,798	5,087	雑収入	265	2	△ 262		
翌年度への繰越金	258,194	264,091	5,897						
合計	665,774	702,537	36,763	合計	665,774	702,537	36,763		

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

名 称	金 額	支出元の会計区分	貸借対照表に掲記されている関連科目	損益計算書に掲記されている関連科目
前期高齢者特別負担調整交付金	千円 9,999,974	特別会計	現金及び預金	前期高齢者特別負担調整交付金収入

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成28事業年度から平成30事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

納付金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
納 付 金	28	3,531,777,575	3,533,835,960	3,265,438,064	268,397,896
	29	3,753,068,647	3,750,697,615	3,474,860,987	275,836,627
	30	3,634,906,896	3,633,087,759	3,338,844,521	294,243,238
事務費拠出金	28	392,481	392,798	364,891	27,907
	29	397,389	398,589	369,522	29,067
	30	386,580	387,253	356,322	30,931

各年度の納付金収入未済額は、翌年度以降に全額収入となった。

各年度の事務費拠出金収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

## 交付金

(単位：千円)

区分	年度	予定額	交付決定額	支出済額	支払未済額
交付金	28	3,532,270,031	3,527,896,469	3,233,826,121	294,070,348
	29	3,765,212,559	3,761,024,560	3,447,624,894	313,399,666
	30	3,650,438,660	3,645,329,029	3,341,551,655	303,777,374

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

## イ 資金計画の実施の結果

平成 28 事業年度から平成 30 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

### 〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年度	区分	予定額(A)	実績額(B)	比較増△減額(B-A)
28	支出	3,861,401,246	3,588,732,608	△ 272,668,637
	収入	3,861,401,246	3,588,732,608	△ 272,668,637
29	支出	4,067,949,485	3,792,900,225	△ 275,049,259
	収入	4,067,949,485	3,792,900,225	△ 275,049,259
30	支出	3,978,357,164	3,675,901,892	△ 302,455,271
	収入	3,978,357,164	3,675,901,892	△ 302,455,271

### 〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年度	区分	予定額(A)	実績額(B)	比較増△減額(B-A)
28	支出	667,238	678,416	11,178
	収入	667,238	678,416	11,178
29	支出	700,280	706,315	6,035
	収入	700,280	706,315	6,035
30	支出	692,146	714,869	22,723
	収入	692,146	714,869	22,723

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

(単位：千円)

区分	年度	予定額	徴収決定額	収入済額	収入未済額
前期高齢者特別負担調整交付金	28	—	—	—	—
	29	10,000,000	9,999,987	9,999,987	—
	30	10,000,000	9,999,989	9,999,989	—

4. 前期高齢者関係業務の一部の委託を受け、又は前期高齢者関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

前期高齢者関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

# 令 和 元 事 業 年 度

## 決 算 報 告 書

1. 令和元事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

# 1. 令和元事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書

## 1. 事業費勘定

令和元事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 3,506,723,054 千円

であつて

支出決定済額は 3,504,902,707 千円

であつた。

したがつて、収入が支出を 1,820,346 千円  
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 1,820,346 千円  
であつて、高齢者の医療の確保に関する法律第 146 条第 1 項の規定により、  
1,820,346 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

## 2. 事務費勘定

令和元事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 411,023 千円

であつて

支出決定済額は 398,722 千円

であつた。

したがつて、収入が支出を 12,300 千円  
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 139 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

## 3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

# 計會特別者齡高前期年度事業業事會勘定收入支出決算書

〔収入の部〕

科 目	収入予算額	収入決定額	収入予算額と収入決定額との差額	備 考
(款) 前期高齢者納付金収入	3,507,281,679	3,504,582,912	△ 2,698,766	
(項) 前期高齢者納付金収入	3,496,898,974	3,494,199,625	△ 2,699,348	
(項) 前期高齢者特別負担入	10,000,000	9,999,974	△ 25	
(項) 前期高齢者金収入	382,705	383,313	608	
(款) 受入金	2,518,829	1,938,520	△ 580,308	
(項) 受入金	2,518,829	1,938,520	△ 580,308	
(款) 借入金	300,000,000	—	△ 300,000,000	
(項) 借入金	300,000,000	—	△ 300,000,000	
(款) 雜収入	224,997	201,621	△ 23,375	
(項) 雜収入	293	129	△ 163	
(項) 前期高齢者交付金精算返還金	224,704	201,491	△ 23,212	
合計	3,810,025,505	3,506,723,054	△ 303,302,450	

[支 出 の 部]

科 目	支 出 予 算 額	前 事 業 年 度 か ら の 繰 越 額	予 備 費 使 用 額	流 用 増 減 額 △ 減	支 出 予 算 現 額	支 出 決 定 済 額	翌 事 業 年 度 へ の 繰 越 額	不 用 額	備 考
(款) 前 期 高 齢 者 交 付 金	3,508,313,826	—	—	—	3,508,313,826	3,503,499,041	—	4,814,784	
(項) 前 期 高 齢 者 交 付 金	3,508,313,826	—	—	—	3,508,313,826	3,503,499,041	—	4,814,784	
(款) 事 務 費 勘 定 ～ 繰 入	382,705	—	608	—	383,313	383,313	—	—	
(項) 事 務 費 勘 定 ～ 繰 入	382,705	—	608	—	383,313	383,313	—	—	
(款) 借 入 金 償 戻 金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借 入 金 利 息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	1,328,681	—	—	—	1,328,681	1,020,352	—	308,328	
(項) 前 期 高 齢 者 納 付 金 情 算 返 金	1,328,681	—	—	—	1,328,681	1,020,352	—	308,328	
(款) 予 備 費	300,000,292	—	△ 608	—	299,999,683	—	—	299,999,683	
(項) 予 備 費	300,000,292	—	△ 608	—	299,999,683	—	—	299,999,683	
合 計	3,810,025,505	—	—	—	3,810,025,505	3,504,902,707	—	305,122,797	

令和元事業年度前期高齢者特別会計  
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定額	収入予算額と収入決定額との差額	備 考
(款) 事業費勘定からの受入	382,705	383,313	608	
(項) 事業費勘定からの受入	382,705	383,313	608	
(款) 受入金	25,932	25,931	△ 0	
(項) 受入金	25,932	25,931	△ 0	
(款) 雜収入	265	1,778	1,513	
(項) 雜収入	265	1,778	1,513	
合 計	408,902	411,023	2,121	

## 〔支出の部〕

科 目	支出予算額	前事業年 度から の繰 越額	予備費使用額	流用増 △減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業 年度へ の繰 越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	404,287	千円 —	千円 —	千円 —	千円 404,287	千円 398,722	千円 —	千円 5,564	
(項) 職員諸給与	257,613	—	—	—	257,613	255,375	—	—	2,237
(項) 退職給付引当預金への繰入	226	—	—	—	226	2	—	—	223
(項) 管理諸費用	146,448	—	—	—	146,448	143,345	—	—	3,102
(款) 予備費	4,615	—	—	—	4,615	—	—	—	4,615
(項) 予備費	4,615	—	—	—	4,615	—	—	—	4,615
合計	408,902	—	—	—	408,902	398,722	—	10,179	

(別紙)

## 事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第16号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和元年度の前期高齢者関係事務費拠出金について、保険者の新設による前期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度  
関係業務に係る財務及び会計に関する省令  
(平成 20 年厚生労働省令第 16 号) 第 14 条  
第 2 項の規定による予算総則に規定した事項  
に係る予算の実施結果

令和元事業年度前期高齢者特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に  
係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第 2 条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第 3 条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第 4 条の規定による借入金の限度額は 300,000,000 千円であって、これに対する借  
入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還するこ  
とができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）  
第 147 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）はなかった。